

しもつけしハートフルプラン概要版

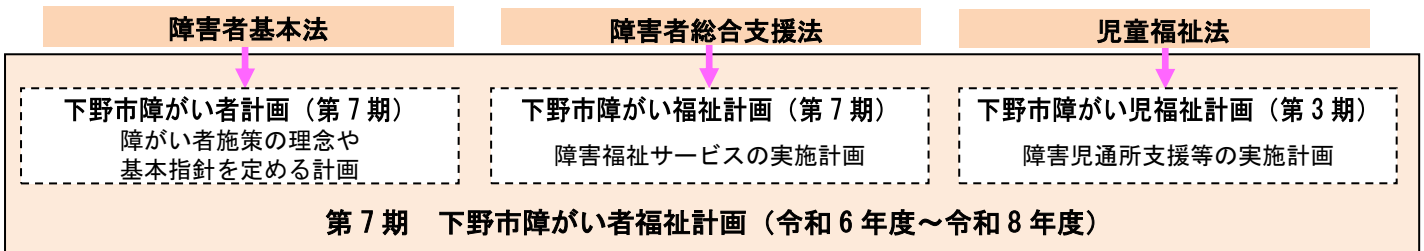
第7期下野市障がい者福祉計画

計画策定の趣旨

下野市ではこれまで障がいのある人もない人もともに生きる「共生のまち しもつけ」の実現を目指し、国の定めた基本方針に基づき障がい児者支援のための施策を計画的に推進してきました。

障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法の基本理念を踏まえ、前期計画の進捗状況等を分析、評価を行い、新計画に引き継ぐ課題や新たな課題等を整理し、また、障害福祉サービス等の提供体制の確保についての目標を定め、これらの実現のため策定するものです。

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「障害児福祉計画」とを一体のものとして策定するもので、上位計画である「第二次下野市総合計画（平成28年度～令和7年度）」をはじめ、その他、市の関連計画との整合を図り、本市における障がい者施策に関する基本的な計画として位置づけます。



計画期間

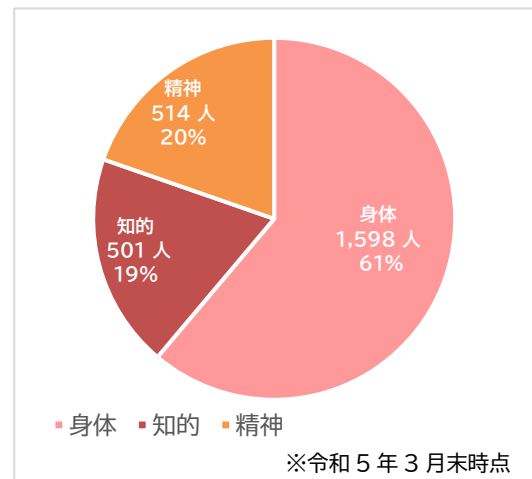
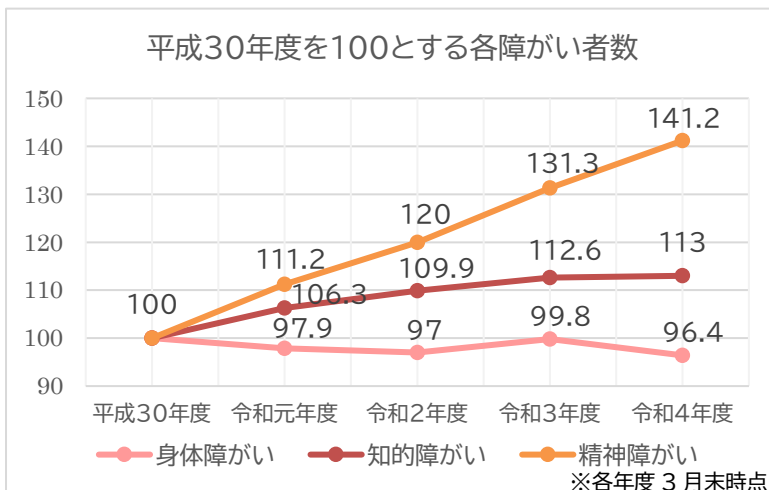
本計画は、令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定します。

ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

本市の障がい者・障がい児を取り巻く現状

令和4年度末で、本市の身体障害者手帳の所持者は1,598人、療育手帳の所持者は501人、精神障害者保健福祉手帳の所持者は514人となっています。

平成30年度からの増減率を見ると、精神障害者保健福祉手帳所持者が41.2%増となり、他の手帳所持者と比べて高い増加率となっています。



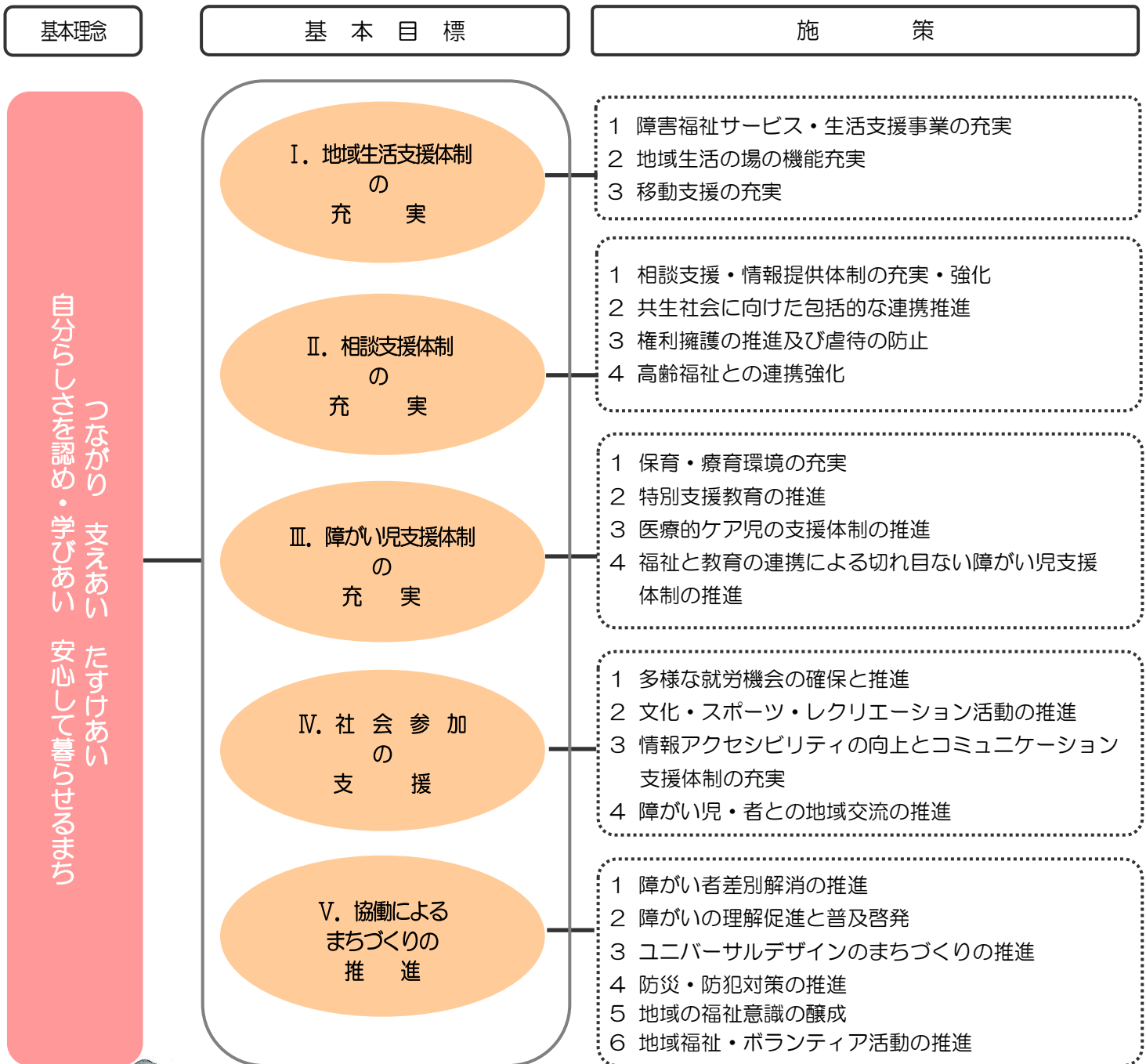
市民だれもが相互に人格と個性を尊重しあえる「共生社会の実現」

つながり 支えあい たすけあい

自分らしさを認め・学びあい 安心して暮らせるまち

自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮し自己実現できる共生社会を目指します。また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、多様性と包摂性のある社会の実現を目指します。

施策の体系



基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、国の定めた基本指針に基づき、以下の基本目標を設定し、各種施策に取り組みます。

I 地域生活支援体制の充実

障がいのある方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、障害福祉サービスや生活支援事業の量や質の確保、また、地域生活を支える保健・医療・福祉の連携により、安心して生活できる支援体制の構築に努めます。特に、強度行動障害を有する方の支援ニーズの把握と支援体制について整備するよう努めていきます。

II 相談支援体制の充実

基幹機能をもった下野市障がい児者相談支援センターと共に、障がいのある方が適切な支援を受けられるよう体制の構築を図り、障がい者の自立及び社会参加の支援、障がいのある方の家族支援についても相談支援体制を整えていきます。また、既存の連絡会等を活用し、地域の相談支援体制の強化を図り、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善の強化に努めていきます。

III 障がい児支援体制の充実

障がいのある子どもが、一人ひとりの障がいの特性や発達に合わせて能力や可能性を伸ばせるよう、保健・医療・福祉・教育の連携により、切れ目のない支援を受け続けることができる体制づくりに努めます。

すべての子どもが成長できるよう、地域社会への参加や、障がいのある子どももいない子どもも共に学べる教育を推進します。

IV 社会参加の支援

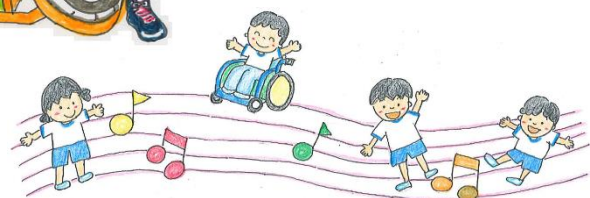
就労を希望する方がその特性にあった様々な就労支援が受けられ、福祉施設から一般就労へ移行できるよう関係機関と連携し就労支援体制の充実を図ります。

障がいのある方が生きがいをもち、豊かで自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動の充実や地域との交流による社会参加の促進を図ります。

V 協働によるまちづくりの推進

人としての尊厳や権利が尊重され、社会参加できるよう、あらゆる差別や偏見をなくし、共に支え合い生きる「共生社会」の実現を目指します。また、地域において安全、安心に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、福祉避難所の協定事業所の拡充や災害時における避難体制の充実を図ります。

子どもの頃からの人権教育や福祉に関する教育を進めるとともに、地域福祉活動やボランティア活動を促し、障がいのある方を地域で支える環境づくりに努めます。



成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 目標値の見直し

項目	令和4年度	目標値	備考
地域生活への移行者数	4人	4人	令和4年度時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行
施設入所者数	60人	57人	施設入所者数を令和4年度末から5%以上減らす

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 取組強化

項目	令和4年度	目標値
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	5人

(3) 地域生活支援の充実 新規項目

項目	令和4年度	目標値
コーディネーターの配置	0人	1人

(4) 福祉施設から一般就労への移行等 目標値の見直し・新規項目追加

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	目標値	備考
就労移行支援事業等からの一般就労移行者数	3人	7人	8人	令和3年度の1.28倍以上が基本

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等 取組強化

項目	令和4年度	目標値
重症心身障がい児を支援する障害児通所支援施設	1箇所	2箇所

(6) 相談支援体制の充実・強化等 新規項目追加

項目	令和4年度	目標値
個別事例の支援内容の検証の実施回数	—	12回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 取組強化

項目	令和4年度	目標値
相談支援専門員の養成人数(初任者)	3人	毎年3人ずつ
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及び実施回数	1回	2回

計画の推進

広報紙、FMゆうがお、インターネット等を通して、「障がい」や「障がいのある方」に対する理解を深めるとともに、障がいがある人もない人も共に生き、参加する暮らしやすいまちづくりの推進に努めます。

本計画の推進については、庁内関係部署・課と関係機関、団体等と連携の強化を進めるとともに、年度ごとに計画の進捗状況について評価し、下野市地域自立支援協議会と連携を図り、計画の進捗について管理していきます。

第7期下野市障がい者福祉計画 概要版 (令和6年3月)

【下野市役所 健康福祉部 社会福祉課】

〒329-0492 下野市笹原26番地

電話：0285-32-8900 FAX：0285-32-8601

